

3月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和4年3月28日(月)
開催日時	午前10時30分
開催場所	別館3階大会議室
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 委員 永山 眞江 委員 諫本 憲司 委員 古田 嘉寿美 委員 佐々木 美德 委員 荒川 富士子
出席参与	教育次長 河野 徹 教育総務課長 塚原 美保 学校教育課長 西胤 英明 社会教育課長 園田恭一郎 文化財保護課長 吉田 博嗣 博物館長 行時 志郎 咸宜園教育研究センター長 華藤 善紹 淡窓図書館長 穴井 健生 兼世界遺産推進室長 スポーツ振興課長 本川 明 人権・部落差別解消教育課長 梶原 英幸 学校給食課長 羽田 康浩
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 渡辺 寛幸
附議議案	議案第12号 日田市教育行政実施方針の策定について 議案第13号 日田市教育庁組織規則の一部改正について 議案第14号 日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について 議案第15号 日田市教育委員会公印規則の一部改正について 議案第16号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正について 議案第17号 日田市教育委員会学校勤務職員服務規程の一部改正について 議案第18号 日田市学校支援センター所管事務決裁規則の一部改正について 議案第19号 日田市学校支援センターの組織及び運営に関する規程の一部改正について 議案第20号 日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正について 議案第21号 日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正について

	<p>議案第22号 日田市中津江ホールの設置及び管理に関する条例 施行規則の廃止について</p> <p>議案第23号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第24号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正につ いて</p> <p>報告第5号 令和4年2月期寄附採納について</p> <p>報告第6号 令和3年度1月日田市実施分学力調査の結果につ いて</p> <p>報告第7号 第2期日田市スポーツ推進計画について</p> <p>報告第8号 学校給食費減免の結果について</p>
--	--

<p>教 育 長</p>	<p>ただいまから、3月定例教育委員会を開催したいと思います。まず、前回議事録の確認ですが、2月定例教育委員会の議事録について、変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>御了解いただけましたら、会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>教育長の一般報告につきましては、御手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは早速、議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第12号について説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第12号 日田市教育行政実施方針の策定についてでございます。</p> <p>本案は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本計画を定めるもので、現在の計画が令和3年度で計画期間を満了しますことから、次期計画として、令和4年度から令和5年度までの2年間を計画期間として定めるものでございます。</p> <p>この次期教育行政実施方針につきましては、これまでも教育委員会において御協議させていただき、2月10日から3月11日までの間、パブリックコメントの募集をさせていただきました。</p> <p>その結果、2名の方から4件の御意見をいただいたところでございます。</p> <p>パブリックコメントにつきましては、別冊1の日田市教育行政実施方針案とあわせて配布しております別紙の2枚綴りでございます。意見の概要及び意見に対する市の考え方という資料で御説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、資料の1枚目でございます。</p> <p>左側の欄の1から3は、同じ方からの御意見でございます。</p> <p>内容につきましては、教育センター機能の充実、教職員の働き方改革、家庭・地域と協働して取り組む学校改善の推進の3つの項目につきまして、具体的な取組の内容に関する御意見でございます。</p> <p>右側の欄が意見に対する市の考え方でございますが、いずれも教育行政実施方針に記載しております取組の更に個別具体的な取組内容についての御意見でございましたことから、市における取組の具体的内容についての考え方をお示しした上で、実施方針の記載については、修正を行わないこととしております。</p> <p>資料の2枚目をお願いいたします。</p>

	<p>4につきましては、スポーツ施設の整備に関する御意見でございますが、市の考え方としましては、いただいた御意見を参考にしながらも、市民ニーズの把握、安全性、近隣への影響等を総合的に検討した上で、限られた財源の中で計画的な施設整備に取り組む旨を回答したいと考えております。</p> <p>以上がパブリックコメントに対する対応でございます。</p> <p>次に、パブリックコメント実施後の修正点でございますが、同じく別紙で1枚もの、A4横判の資料でございますけれども、パブリックコメント実施後に修正した箇所の資料でございます。</p> <p>こちらの一覧に記載のとおり、表記上の文言修正、計画や大会名の正式名称への修正、指標の数値の修正でございます。</p> <p>なお、パブリックコメントへの対応につきましては、本日の定例教育委員会で実施方針案の御議決をいただいた後に、ホームページにて掲載する予定でございます。</p> <p>以上、パブリックコメントの御意見と表記の修正を加えました最終案につきまして、御審議をいただきたく、お願い申し上げます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>それでは、ただいま説明のありました議案第12号 日田市教育行政実施方針の策定について、何か御質疑ございませんでしょうか。</p>
諫 本 委 員	<p>パブリックコメントの1番目に教職員のモラル向上ということ意見をいただいています。回答では21ページの「教職員の専門的知識や指導技術等の修得を目指し」というところに当てはまるということですが、特にこのモラルということに関しては、説明不足かなという感じもするのですが、こういった意見もいただいていますし、モラルの向上を含めて指導していただけたらと思います。</p> <p>ここにモラル向上という言葉を入れられるのであれば入れたほうがいいのかと思います。</p> <p>それからもう1点ですが、2番目に、理不尽な保護者に対して教育委員会も毅然として取り組む姿勢をという意見がありますけれども、これも回答が漠然としている感じがします。学校や先生がそういった意見を理不尽だと言っているのか分かりませんが、せっかくコミュニティ・スクールができておりますので、どちらかというところこちらに含んでいただくというか、コミュニティ・スクールで学校の問題として取り組んで改善するとか、努力をしていただけるような方向付けを示していただければなと思います。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>以上です。</p> <p>モラルの向上と保護者対応についての2点ですけれども、諫本委員の御意見に対して、対応が図れるかということです。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>2点御意見いただきましたように、確かに直接答えていないというような状況にもなりますので、また改めて、いただきました御意見に対して直接答えるというやり方なのか、若干表現を変えて、御意見に対する答えとなるような形にするのかを事務局で検討させていただきたいと考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、事務局で検討をいただくということで、特に教職員のモラル向上については、教職員は県の人材育成方針等の中できちっと位置づけられておりましたので、その辺りも検討する場合は、見ていただければいいかなと思います。ほかにございませんか。</p>
<p>古 田 委 員</p>	<p>3番の在校生のいない地域住民の学校への意識は非常に低いというパブリックコメントですが、確かに在校生がいないと地域の方々の意識は低くなるだろうと思ったりするのですが、回覧版とか、何かしらの学校連絡は、学校側は取り組まれていると思います。そこをもう少し言ってもいいのかなと思います。</p> <p>それを意識するかしないかはそちら側なんじゃないかなと思いますし、市の考え方について、言うべきところは言っているのかなと思いました。</p>
<p>教 育 総 務 課 長</p>	<p>今取り組めていることは、きちんとお知らせすることが必要であるということもございますので、先ほどの諫本委員からの御意見もあわせて、取り組めていることはきちんと書いた上でお答えするという形で、中身をもう一度検討させていただきたいと思えます。</p>
<p>古 田 委 員</p>	<p>知らないと言われるかもしれませんが、回覧版などで周知しているので、そこはもっとアピールしていいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ホームページや学校だより等も全地域で回覧していますが、ありがたい御意見をいただいたと思います。ほかになにかございませんか。</p>

佐々木委員	<p>地域住民とのことで、日田市は育友会というのがあって、育友会の中に地域住民も参画することになっていると思います。</p> <p>育友会やコミュニティ・スクール、その地域の方との連携というのはどういうふうになっているのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>委員がおっしゃるように、日田市はPTAではなくて、ほとんどの地域で育友会という組織ができております。</p> <p>例えば、先ほど古田委員もおっしゃったのですが、育友会の総会や予算のことなど、全て回覧板等で地域の方にも執行状況や学校の取組などをお伝えしたり、PTAだと保護者だけということになるかと思うのですが、育友会ですので地域に学校の取組や予算のことも含めて周知しているということです。</p> <p>それから、育友会組織のあるところは、子どもがいてもいなくても、年間費みたいな形で一定の予算的な支援もいただいでいて、それが九州大会とか上位大会に行くときの支援になっています。他市町村から来られた管理職の方は、日田はものすごく地域の方が学校を支援してくれるということを口をそろえておっしゃいます。学校の意識としては、育友会は、地域の方を交えた組織であるということ認識していると考えております。</p> <p>これにコミュニティ・スクールが位置づけられましたので、当然、自治会長であるとか、公民館長であるとか、それから駐在の方とか、地域全体の方をバランスよく委員にも任命していますので、これまで以上に連携が進んでいくものと認識しております。</p>
佐々木委員	<p>情報提供ということで、従来の学校だよりや回覧があるのですけれど、今は学校のホームページをスマホ等で見られようになっています。そういう機器を活用して、学校から育友会の情報やCSの情報等を積極的に情報提供するようにすれば、さらに、地区の方が、学校はこういうことをやっているということが分かるようになると感じています。</p>
教 育 長	<p>ほかにございませんでしょうか。なければ、お諮りします。</p> <p>議案第12号につきましては、先ほどたくさんの意見をいただきましたけれども、それを加味して一応実施方針については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第12号につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第13号から第15号まで一括して説明をお</p>

<p>教育総務課長</p>	<p>願います。</p> <p>それでは議案第13号から15号までは一括して御説明させていただきます。議案集の8ページをお願いいたします。</p> <p>概要で御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1の改正の理由でございますが、議案第13号 日田市教育庁組織規則の一部改正については、市の行政組織の見直し及び分掌事務の変更に伴うもの、議案第14号 日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正については、市の行政組織に加えまして、学校支援センター職員の配置の見直しに伴うもの、議案第15号 日田市教育委員会公印規則の一部改正については、市の行政組織の見直しに伴うものとなっております、改正理由が重なる部分がございますので、一括しての説明とさせていただきます。</p> <p>2の改正の内容でございます。</p> <p>(1)日田市教育庁組織規則の一部改正については、まず①で、大山文化センターの管理運営方法の見直しに伴い、現在の指定管理者による管理運営から市の直営へ変更するに当たりまして、センター所長を社会教育課長が兼務することとなったため、組織規則においても社会教育課の施設として追加をすること、②社会教育課の事務分掌の規定中、成人式に関する事項がございますけれども、民法改正による成年年齢の引下げに伴いまして、「成人式」が「20歳のつどい」に名称変更となることに加え、市の分掌事務中においては、式典名を規定している事例がないことから、分掌事務から削除をすること、③中津江ホールの廃止に伴い、分掌事務から削除するというものでございます。</p> <p>次に(2)日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正につきましては、①大山文化センター所長を社会教育課長が兼務することに伴いまして、課長等を定義しております規定に大山文化センター所長を加えること、②日田市学校支援センターに配置する職員に主幹が必須でなくなることから、事務決裁に関する主幹の代決の手續についての規定を削除するものでございます。</p> <p>(3)日田市教育委員会公印規則の一部改正については、①大山文化センター所長を配置することに伴いまして、新たに公印を整備するものでございます。</p> <p>3の施行日は、全て令和4年4月1日でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>右側が令和4年度の新しい行政組織図となりますが、社会教育課の下に、新たに大山文化センターを位置づけまして、業務係を</p>
---------------	--

<p>教 育 長</p>	<p>配置することとなっております。 説明は以上でございます。</p> <p>それでは議案第13号から15号まで一括して説明をしてもらいましたけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>これについては御質疑もないようですので、議案第13号 日田市教育庁組織規則の一部改正について、議案第14号 日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について、そして議案第15号 日田市教育委員会公印規則の一部改正については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第13号、14号、15号は原案のとおり可決されました。</p> <p>それでは、議案第16号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 総 務 課 長</p>	<p>それでは議案集の10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第16号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき、教育長への事務委任に関し、規定の整備を行うものでございます。12ページをお願いいたします。</p> <p>議案の概要でございますが、2の根拠法令とその趣旨でございます。</p> <p>法第25条におきましては、教育委員会はその権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができると規定されております。</p> <p>その趣旨としましては、教育委員会はその会議によって事務の処理を行うものでございますが、全ての事務を会議に諮っていたのでは事務能率の低下をきたすため、教育委員会では、重要な事項のみを会議において決定し、その他は教育長に委ねて処理することが必要かつ適当であるというものでございます。</p> <p>どのような事務を教育長に委任するかにつきましては、法の逐条解説においては、教育委員会が会議において自ら決定することを法が期待しているものについては、教育長に委任することができないとされております。</p> <p>そこで3の現行の規定でございますが、この法の趣旨を踏まえまして、規則の第2条第12号で規定しております各種委員会委員の任命委嘱について、今回見直しを行ったところでございま</p>

教 育 長	<p>す。</p> <p>現行の規定では、教育委員会の会議にお諮りするものとして、任命と委嘱を合わせまして21の委員会委員が列記をされております。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>1番上の行でございますが、これらの委員につきましては、法令や条例に基づいて設置される附属機関の委員のほか、規則や要綱に基づく委員や非常勤特別職として規定されていない委員が混在するなど、基準の統一が図られていないこと、また、対象となる委員が増えた場合、その都度規則改正が必要となるといった課題がございました。</p> <p>そこで、4の改正の内容でございますが、第2条第12号に規定する委員の任命及び委嘱については、現行の委員名を列記する規定のやり方から、「法令又は条例に基づく附属機関の非常勤の特別職の職員の任命又は委嘱に関すること。」という規定に改めるものでございます。</p> <p>これによりまして、教育委員会にお諮りする委員の基準の統一が図られるとともに、新規の委員が追加された際にも、規則改正を行う必要がないこととなります。</p> <p>なお、改正後の規定に該当しない委員であっても、教育委員会にお諮りすることが望ましいと判断されるものについては、議案として提出することを妨げるものではございません。</p> <p>5の県内他市の状況は記載のとおりでございます。施行日は令和4年4月1日でございます。</p> <p>14ページをお願いいたします。7の改正後の該当委員でございます。</p> <p>現行の委員のうち、網かけの6つの委員会の委員を除いた委員が今後、教育委員会にお諮りする委員となります。</p> <p>また、これに加えまして議案第23号でお諮りします大山文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正において、規定の追加を行います大山文化センター運営委員会委員についても、条例により設置される附属機関の委員となりますので、これを追加しまして、全部で16の委員会委員が該当となります。説明については以上でございます。</p> <p>それでは議案第16号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正についての説明でございました。</p> <p>これについて何か御質疑ございませんか。</p> <p>一つ一つの委員の名称をそれぞれ書かずの一つの基準にすると</p>
-------	--

教育総務課長	<p>いうことです。</p> <p>先ほど説明があった網かけの部分は諮らなくてもよいということですね。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは議案第16号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第16号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第17号について説明をお願いします。</p> <p>議案集の15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第17号 日田市教育委員会学校勤務職員服務規程の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、学校勤務職員の勤務時間等について、所要の規定の整理を行うものでございます。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>1の改正の理由でございますが、この規定における学校勤務職員とは、各小中学校に勤務する学校図書館員及び学校連絡員を指すものでございます。</p> <p>2の改正の内容でございますが、令和元年度に非常勤職員に関する国の制度改正に伴いまして、日田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び同施行規則が制定されましたことによりまして、学校勤務職員の雇用に関しては、現行の根拠の例規から変更が必要なことから、①勤務時間の適用及び②休暇に関して、根拠となる例規と適用条項につきまして、それぞれ記載のとおり改正を行うものでございます。</p> <p>3の施行日については、示達の日からとしております。</p> <p>説明については以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第17号 日田市教育委員会学校勤務職員服務規程の一部改正についての説明でございました。</p> <p>これについて何か御質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、議案第17号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第17号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして追加議案の説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、本日配付しております追加議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第24号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正につ</p>

いてでございます。

本案は、市の行政組織及び歴史的公文書管理の運用開始に伴い、文書の保存期間の見直しにより、所要の改正を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

議案の概要で御説明をさせていただきます。

2の改正の経過でございます。

(1)市の行政組織の見直しにつきましては、大山文化センターを行政組織に位置づけるものでございます。

(2)歴史的公文書管理の運用についてでございます。

①歴史的公文書の定義でございますが、その文書の中ほどからでございますが、歴史的価値を有すると認められる公文書、永く後世に伝えられ、市の歴史形成に寄与するものと定義をされております。

②歴史的公文書を管理する目的でございますが、1つ目は、市の政策や歴史的事実の正確な記録であり、それぞれの時代の行政の在り方とその推移を知る上で、また歴史的検証に役立てるという意味において、市民にとっても貴重な知的資源であること、2つ目には、歴史的公文書は、市民と行政の共有の財産であり、市民等による利用に十分対応できるよう適正に保存しなければならないということでございます。

③歴史的公文書の保存の方針でございますが、以下に記載しております4つの方針を定めておまして、具体的には10ページをお願いいたします。

④で選別の具体的な基準を以下の25の項目について、定めているところでございます。

11ページをお願いいたします。

⑤こうした歴史的公文書を含めた公文書全体の適正な管理についてでございますけれども、1つ目には、現状、保存期間の最長は永年保存、永久に保存するということになりますが、この永年保存文書については、歴史的公文書として選別する機会が現在設けられておらず、書庫の保存スペースの確保が困難になりつつあること、2つ目には、国においてガイドライン等で行政文書の保存期間を最長30年としていること、これを踏まえて3つ目ですが、保存期間を永年から30年に見直すことにより、30年経過した段階で、歴史的公文書としての選別の機会を確保するとともに、それ以外の文書を原則廃棄することで、書庫の有効活用が図られることとなります。

以上の経過を踏まえまして、⑥日田市文書取扱規程において、

	<p>先ほど御説明しました歴史的公文書の保存方針、選別基準、保存期間についての改正を行い、令和4年4月1日から施行予定でございますことから、これにあわせて教育委員会の文書取扱規程につきましても、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>3の改正の内容でございます。</p> <p>(1)大山文化センターに関する改正につきましては、①所管する文書の保存期間を規定すること、②公文書を発出するときに記載します文書記号を新たに規定すること、(2)保存期間の見直しに関する改正につきましては、別表第1を改正するものでございますが、①表中で、保存期間を「永年」から「30年」に改めること、②各課所管文書の保存期間について、実態に応じて適切な区分に改めること、③表の名称について、日田市文書取扱規程に準じまして、「保存期限」を「保存期間」に改めるものでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。</p> <p>議案第24号については以上でございます。</p>
教 育 長	<p>追加議案の議案第24号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正についての説明でございました。</p> <p>これについて何かご質疑はございませんでしょうか。</p>
佐 々 木 委 員	<p>この歴史的公文書は電磁記録といいますか、そういうのは全部取られているのですか。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>現状30年を経過したものについて、これが歴史的公文書に当たるかどうかという判断をするということになっておりますので、基本的には30年前の文書でございますので、紙の文書というのが対象になるかと思えますけれども、現在、電子決裁を導入しておりまして、今まで紙で回ってきた文書に印鑑を押していたという状況から、パソコン上で電子データとして回覧するという方法に、一部取扱いを変えているというところもございまして、いずれそういった文書も対象になるかと思えます。</p> <p>当然これまで電子で保存しているものも対象になるかと思えます。</p>
諫 本 委 員	<p>本来なら書庫の場所がなくなったということであれば、電子データで保存できるのではないかとということが今の質問で、できる限りは、事務が煩雑になるかもしれませんが、それで保</p>

	<p>存できないのかなという個人的な意見です。</p> <p>それともう1点は、先ほどの11ページの5番目の公文書の適正な管理で、歴史的価値のある文書や業務上保存期間を延長する必要がある文書を除きとなっていますので、30年という保存期間を規定したとしても、必要なものは延長する、もしくは永久保存するということが書かれていると思いますが、これはどこか別に書かれていたり、規定されていたりするのですか。</p>
<p>書 記</p>	<p>歴史的公文書の判断については、日田市文書取扱規程に、30年経って廃棄のときに歴史的公文書かどうかをきちんと判断をして、歴史的公文書については、保存すると規定されておりまして、教育委員会の規程はそれを準用するという形になっております。規定自体については、日田市文書取扱規程に明記されているところでございます。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>今回の改正は、11ページの⑤にありますように、国の取扱いと若干異なっているということと、その中でも、先ほど御意見いただきましたような30年を超えても、必要に応じて延長していくということです。今の文書をデータベース化して紙としての保存のボリュームを減らす、そうすれば30年と言わず保存してもいいのではないかという御意見もあるのですけれども、基本はそういった取扱いを国に準じるということと、その中でも一部例外規定を設けて、必要に応じて延長しながら保存していくことにしています。そういった取扱いを今回させていただこうというところでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>先ほどの説明では、教育委員会で勝手に廃棄するということはないということです。</p> <p>市の文書規程の中で、歴史的価値のある文書等については判断していくということですね。</p> <p>歴史的価値ということは、時代によって変わってくるかもしれませんが、そこできちっと判断をしていく、またそういう規定があるという説明だったと思いますが、よろしいですか。</p> <p>ほかにもございませんか。</p> <p>ただいまの追加議案、議案第24号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第24号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第18号及び第19号について一括して説明をお願いします。</p>

<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>議案集の18ページから22ページになります。</p> <p>議案第18号 日田市学校支援センター所管事務決裁規則の一部改正について及び議案第19号 日田市学校支援センターの組織及び運営に関する規程の一部改正についてでございます。</p> <p>まずは、議案集21ページをお願いいたします。</p> <p>この2件につきまして、改正の目的でございます。</p> <p>21ページ2番、改正の理由の項目を御覧ください。</p> <p>現行の規定におきましては、市内3か所でございます学校支援センターに人事・給与班及び総務・財務班という2つの班を置き、それぞれの班の事務を総括するための班総括を置くことが規定されており、その班総括は、主幹の中から教育長が指定することが定められております。</p> <p>しかしながら、県下全域において言えることですが、ベテラン職員の退職に伴い、学校現場に在籍する事務職員のうち、主幹の職責にある者が減少している現象がございます。</p> <p>一方、再任用制度の定着により、定年退職後に再任用職員として学校現場で働く職員が増えておりますが、彼らの職責につきましては主査とされたため、現在の規定のままでは、その方々を班総括として指定することができず、事務職員の適正な配置に支障を来す事態となることが懸念されております。</p> <p>20ページを御覧ください。</p> <p>改正前、改正後という表の比較ですが、規程を一部改正し、補職名に縛られることなく、班総括の指定を行えるようにすることにより、学校現場に在籍する事務職員の適正な配置と異動の確保を図り、今後の主幹減少に対応しようとするものでございます。</p> <p>18、19ページをお願いします。</p> <p>決裁規則におきましても、改正前は、班総括が不在の場合につきましては、代決者が「主幹」に限定されておりましたものを、今回「上席の班員」に改めるとともに、所長、班総括ともに不在の場合の代決者を削除するものでございます。</p> <p>なお、この規則及び訓令は、いずれも令和4年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第18号及び議案第19号についての説明でございました。これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいですか。議案第18号 日田市学校支援センター所管事務決裁規則の一部改正について及び議案第19号 日田市学校支援センターの組織及び運営に関する規程の一部改正について</p>

<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>は、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第18号、第19号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第20号について説明をお願いします。</p> <p>議案第20号 日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正についてでございます。議案集の23ページから26ページをお願いいたします。まず26ページをお願いします。</p> <p>改正の理由についてでございます。</p> <p>令和4年度から、市内の全小・中学校におきまして、タブレット端末の持ち帰り学習を開始することとしております。</p> <p>このことから、就学援助受給世帯に対し、オンライン学習の通信費を支給するための改正でございます。</p> <p>家庭学習用のタブレット端末の持ち帰りにつきましては、現在、令和4年6月からの開始を予定しておりまして、対象となる学年は、小学校第3学年から中学校第3学年までを予定しております。</p> <p>23ページをお願いします。規程第4条の援助の範囲の中に、オンライン学習通信費を追加し、あわせてそれに付随する様式の整備を行うものでございます。なお、この規程は、令和4年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第20号について説明がございましたけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>議案第20号 日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第20号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第21号について説明をお願いします。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>議案集の27ページから33ページをお願いいたします。</p> <p>議案第21号 日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正についてでございます。</p> <p>まず初めに32ページを御覧ください。</p> <p>現在の就学援助の対象経費として、他校への通級にかかる交通費を規定しているものに加えまして、今回指定校への通学に係る交通費を加え、保護者の負担軽減を図るよう支給対象を拡充することに加えて、先ほど議案第20号でも御説明いたしました</p>

<p>教 育 長</p>	<p>オンライン学習通信費を支給対象に加えるための改正でございます。</p> <p>交通費につきましては、これまで他校の通級の場合のみ対象とさせていただいておりましたが、特別な支援を必要とするお子さんの通学につきまして、指定校への通学においても、保護者の方が毎日自家用車で送迎されているという実態もございましたことから、今回、支給対象として加えさせていただくことにしたものでございます。</p> <p>本規定につきましても、令和4年4月1日から施行するものでございます。私からは以上でございます。</p> <p>議案第21号 日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正についてでございます。</p> <p>これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p>
<p>永 山 委 員</p>	<p>他校の通級というのは、在籍校があって、他校に時々通級する形という理解でいいのか、指定校というのは、区域外だけれども、この子に必要な支援ができるのがこの学校なので、区域外だけれどもここに在籍しなさいという理解でいいですか。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>他校の通級につきましては、自分の学校から通級教室がある学校に、午後を中心に保護者の送迎のもと連れていく、例えば、現在であれば日隈小と咸宜小に他校からの通級教室がございますので、基本的には午後は保護者の送迎で行い、これに対して、これまでは支給対象としていました。</p> <p>指定校というのは、自分が居住する地域に指定する学校、他校という言い方からすれば、自校に通う場合につきましても、やはり、保護者の方が送迎をすると、一番遠い方で7.5キロぐらいを毎日送り迎えをしておりますから、そういったことについても拡充をして、経済的負担を減らしていこうという趣旨の改正になります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>現在、日田市外、例えば玖珠方面から通級している児童はいるのですか。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>令和3年度については、玖珠から日隈小に通級をしている児童がおります。特に日隈小の場合は、日田市のみならず、西部地区全体の拠点校という位置づけで、教育委員会同士の協議によって通級を認めることができるようになっており、令和3年度につい</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ては玖珠からも実績があります。</p> <p>今回、それは玖珠町で対応するという考え方でよろしいですか。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>その通りでございます。あくまで日田市の在籍ということでございます。</p>
<p>諫 本 委 員</p>	<p>オンライン学習費の通信費で、先ほどの月額1,000円に対して、ここでは2分の1となっています。この考え方を少し教えていただければと思います。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>国の基準が示されていると認識をしていますが、担当に詳細を確認させたいと思いますので、後ほど報告をいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ほかにございませつか。先ほどの御質問については、後ほど説明をいただくということになりますが、議案第21号につきましては、原案のとおり可決をしてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第21号については、原案のとおり可決としたいと思います。</p> <p>それでは議案第22号について説明をお願いします。</p>
<p>社 会 教 育 課 長</p>	<p>議案第22号 日田市中津江ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止についてでございます。</p> <p>議案集34ページ、概要につきましては35ページからでございます。まず、35ページの規則廃止の理由でございます。</p> <p>令和3年第4回市議会定例会におきまして、中津江ホールの設置及び管理に関する条例の廃止議案が議決されました。これに伴いまして、本条例施行規則を廃止するものでございます。</p> <p>施行日は、条例廃止と合わせて令和4年4月1日といたします。</p> <p>ホールの概要につきましては、4に記載のとおりでございます。5に今後の施設整備の計画をお示ししておりますので、御覧いただきたいと思ひます。</p> <p>6番でございます。今後の施設全体のスケジュールでございますが、中津江ホールの解体工事は、現在、実施設計の発注中でございます。令和4年度中に解体工事をを行い、新しい施設につきましては、令和3年度から4年度にかけて実施設計、その後、令</p>

	<p>和5年度までにかけて建築工事を行う予定でございます。令和5年度中には改修できるよう事業を進めているところでございます。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第22号 日田市中津江ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止についての説明でございました。</p> <p>これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>それでは議案第22号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第22号は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、先ほどの御質問に対する説明をお願いできますか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>それでは担当主幹から説明させます</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>先ほど御質問いただきました議案第21号 日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の改正に関し、補助対象経費が2分の1となっている理由でございますが、議案集32ページ(2)に、支給額の区分を記載させていただいております。支弁区分ごとの支給額ですが、実費の2分の1が原則になり、一部交通費のみ実費とさせていただいております。(1)に援助の範囲について記載しておりますが、特別支援学校の就学奨励に関する法律、それから文科省の特別支援教育就学奨励費補助金の規定に沿い、2分の1と規定しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>諫 本 委 員</p>	<p>オンライン学習の通信費というのは、今回加わったものですが、そういうものに対しても第1区分、第2区分、第3区分など、規定で決められているということによろしいですか。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>その通りでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>規定に沿って定めたということですね。よろしいですか。それでは続きまして、議案第23号について説明をお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>議案第23号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。</p> <p>議案集の37ページから、概要につきましては43ページからでございます。概要で御説明申し上げます。</p> <p>まず、議案提出の理由でございます。御案内のとおり、市議会</p>

<p>教 育 長</p>	<p>におきまして、大山文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御議決いただきました。それに伴いまして、関係規則の一部を改正するものでございます。</p> <p>改正の内容でございます。まず(1)でございます。</p> <p>現在の指定管理者による管理運営から市直営とするための改正でございます。</p> <p>①規則中の管理運営に関する「指定管理者」の文言を「教育委員会」に改めまして、指定管理者による管理運営も可能とするための必要な読替え規定を定めるものでございます。</p> <p>次に②市直営となることから、センターに係る組織と職務を規定するものでございます。</p> <p>先ほど議案第13号以降の説明でも申し上げましたとおり、教育委員会の社会教育課に大山文化センターの組織を位置づけ、業務係を設置し、職員を置くという規定でございます。</p> <p>次に③センターの分掌事務でございます。</p> <p>センターの管理運営のほか、芸術文化鑑賞機会の提供、会議、研修、講座等のための施設の提供に関すること、その他、センターの目的達成に必要な事項が大山文化センターの事務分掌となります。</p> <p>次に(2)運営委員会の設置でございます。</p> <p>今回、運営委員会を新たに設置いたしまして、①に掲げる事項について審議を行う組織といたします。</p> <p>②でございますが、委員の組織に関する規定を定めるものでございます。内容につきましては、正副委員長を置くことや互選により選出を行うこと、委嘱を初めて行う初回の会議の招集は教育委員会が行い、その後は委員長が招集することなどの規定を定めております。</p> <p>参考として、条例では第4条に運営委員会の設置について規定しておりまして、委員は10人以内で、文化等に関する知識と経験を有する者等を教育委員会が委嘱して任命すると規定しております。委員の任期は3年であり、再任を妨げない等の規定をしております。</p> <p>施行日は令和4年4月1日でございます。以上でございます。</p> <p>議案第23号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>それではないようですので、議案第23号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あ</p>
--------------	--

<p>書 記</p>	<p>り)</p> <p>議案第23号は、原案のとおり可決されました。 続いて報告第5号について説明をお願いします。</p> <p>議案集の45ページをお願いいたします。 報告第5号 令和4年2月期寄附採納についてでございます。 まず、地区寄附の採納が1団体1件でございます。池部土木株式会社様から桂林小学校へ朝日小学生新聞1年分、2万1,228円相当を御寄附いただいております。 池部土木株式会社様からは、平成27年から継続して御寄附をいただいているところでございます。 次に、一般寄附の採納が2団体1名3件でございます。1件目が一般財団法人 井上家文化教育振興会様から教職員研修費助成金として、50万円の御寄附をいただいております。 井上家文化教育振興会様からは、昭和39年から継続して御寄附をいただいております。 2件目は、公益社団法人 日田玖珠法人会様から市内各小学校の新1年生へ防犯ブザー506個、27万8,300円相当を御寄附いただいております。 日田玖珠法人会様からは、平成21年度から継続して御寄附をいただいているところでございます。 3件目は、淡窓2丁目の一ノ宮増次様から咸宜園教育研究センターへ廣瀬淡窓讀搜神記詩、掛軸三幅10万円相当及び、廣瀬林外書、掛軸一幅2万円相当を御寄附いただいております。 この掛軸は、咸宜園の調査研究に役立てていただきたいということで、御寄附をいただいたものでございます。 2月につきましては、以上4件、金額が50万円、物品相当額は41万9,528円、合計91万9,528円の御寄附をいただいております。 報告第5号につきましては、以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>報告第5号 令和4年2月期寄附採納についてですけれども、これについて何か御質問ございませんか。よろしいですか。 それでは報告第6号について説明をお願いします。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>報告第6号 令和3年度1月日田市実施分学力調査の結果についてでございます。別冊2をお願いいたします。 本調査の概要につきましては、1ページをお願いします。 目的は、児童・生徒の基礎的・基本的内容の定着状況につい</p>

て、2学期末までの履修内容について客観的に成果と課題を把握し、その学年の学習内容を年度内に課題を中心に定着させるための指導方法の改善・充実を図るということで、児童・生徒の学力の向上に資することとさせていただきます。

今年度の実施期日、調査対象学年、それから、調査内容及び受験者数については、(2)から(4)に示しているところとさせていただきます。

2ページをお願いします。令和3年度調査の結果の概要についてとさせていただきます。まず、用語や表の見方について説明いたします。

ここに記載しています標準スコアとは、いわゆる偏差値で全国平均並みであれば、標準スコアは50と捉えていただければよろしいかと思えます。なお、表の中の網掛けの部分については、標準スコアが50以上となります。

それから、小学校の上の表ですが、令和3年度標準スコアは、今年度1月の結果です。令和2年度標準スコアというのは、この学年の前の年、つまり、一つ前の学年の数値を表しております。従いまして、小学校2年生でありましたら、上の段が今年度の結果、下の段が、彼らが1年生のときの結果を示しているところです。

全体的な結果を見ますと、例えば中学校です。

中学校については、1年生が5教科、2年生5教科、合わせて10教科中7教科、7割の教科が標準スコア50以上、全国平均以上ということとです。

同じような見方をしますと、小学校が18教科中14教科、80%については、全国平均、全国値以上ということになっておりますので、おおむね全国並の力は付けさせていると認識しておりますが、あくまで全教科、全国平均値以上を目指して取り組むということとを考えております。

中学校では、成果的なものは1年生の理科を御覧ください。

前年度、つまり小学校6年生のときの標準スコアが47から今年度は51に向上しています。

一方課題としては、中学校2年生の理数教科について、今年度が50を下回ったという現状がありますので、これについては課題と認識しております。

同じく小学校で見ますと、特に6年生です。

昨年度、5年時においては、全ての教科で50を下回るということでしたが、今年度については、4教科中3教科は、全国平均を上回ってまいりましたので、これについては、全市的に組織的な取組が成果を出したと認識しております。

一方で5年生、6年生の社会については、共通して全国平均値に達していませんので、課題感を持って取り組んでいくということにしております。

3ページ、4ページには、同一集団のおおむね4年間の推移を提示しております。

5ページをお願いします。現状と分析です。現状につきましては、先ほど結果につきまして報告しましたとおりになります。

また、(2)成果と課題については、このように表に整理して各学校に示しているところです。

分析についてです。5つ項目がありますが、1番下の記述式の問題で、5年社会、6年社会、算数以外は全教科で全国平均を上回っており、自分の考えを表現する授業の推進が行われていると考えております。これからはインプット型ではなくて、アウトプット型ということが求められておりますので、これについては、授業改善が進んでいると考えております。

続いて6ページをお願いします。

中学校につきましても、小学校と同様(2)に成果と課題を具体的に示し、これについては学校にも提示しているところです。

分析については2つ目の白丸です。

国語は4年連続で1、2年とも全国平均を上回っており、安定した状況が続いております。

国語の力というのは、他の教科の問題を読み取ることにもつながりますので、好ましい状況と考えております。

一方で1番下の白丸です。全国平均を下回った1年英語、2年数学・理科は、いずれも、知識・技能の定着と思考・判断・表現に課題が見られましたので、もう一度指導計画を作成して、1時間ごとに付けたい資質・能力を明確にした授業への改善が必要としております。

7ページをお願いします。今後の取組です。

1月の調査は2月初旬に結果がわかりましたので、もう既に実施されているという取組ではありますが、(1)当該学年での学習内容の年度内での確実な定着を図るための取組として、各学校においては、調査結果の分析による具体的改善策を策定して、補充学習等で対応しております。

また、白丸の1番下、春休みの宿題についても、全体的な学習内容と合わせて今回の調査の特に課題と言われる部分については、定着を目指して春休みの宿題としても、学習内容に加えております。

(2)令和3年度日田市学力向上の取組、これは4月から継続的に

<p>教 育 長</p>	<p>行っていることでありまして、付けたい力を意識した密度の濃い授業への改善、学習定着状況の確実な把握、補充学習、この3点で取り組んできたところです。</p> <p>これらの報告内容につきましては、各学校の学力向上会議、2月末の会議は残念ながら新型コロナウイルスの感染状況の影響によって書面開催となりましたが、学校だけでなく、保護者、それから地域の方々にもお伝えして、学校、家庭、地域一体となって子どもたちの学びを支えていくよう取り組んでおります。以上でございます。</p> <p>報告第6号 令和3年度1月日田市実施分学力調査の結果についての報告でございました。これについて何か御質疑はございませんか。</p>
<p>荒 川 委 員</p>	<p>7ページの学習定着状況の確実な把握というところですけど、今御説明のあったとおり、年度ごとの目標を設けて、テストがあって、それに対する結果を踏まえてのフォローだと思えます。このフォローを例えば居残り学習で行うとか、さっきおっしゃった春休みの宿題にするという話があったのですが、やはり全体の学力を上げていくためには、わからない子を放っておかないということは大事だと思うので、その辺の実際的な取組を教えてください。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>定着については、(1)の1つ目の白丸、補充学習ということを示しておりますが、全体的な補充学習と、個人に特定した放課後の時間を活用した補充学習ということは当然行っているということが実態です。</p> <p>それから、今回小学校から中学校2年生については、A Iドリルを導入して自分の理解度にあった学びができる保障もしているところです。それに加えて中学校の学びアップ事業で、毎週、退職校長会の方などが学校で教えており、A Iドリルのみでは解決しない部分については、直接教えたりして取り組んでいます。</p> <p>今年度、この学びアップ事業については、新型コロナウイルス感染症の関係で定期的に行うことはできませんでしたが、そういったことで全体的な補充学習と個別的な取組を重ね合わせて行っているところでございます。</p>
<p>佐 々 木 委 員</p>	<p>日田市の方がすごく努力されているということは結果でわかりましたが、私は教育委員になってまだ間もないのでわからないの</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>ですが、コロナ禍前とではいろいろな制限があったと思います。</p> <p>今の学力というものに対してどのように判断されているのかをお聞きしたいです。</p> <p>コロナ禍前後については、特に令和2年度が4月、5月に市内全小中学校が臨時休業を行ったということで、授業が間に合うのかということも保護者を中心に市民の方から御心配いただきましたが、授業については適正に年度内に終わることができております。</p> <p>それから、点数的なものについては、大きな低下が見られていないと認識しております。ただ、やはり学力と学級生活の、例えば荒れであるとか、そういったことは明確にリンクしてきますので、そういったことについてはきめ細かに対応して、影響のないよう学校が努めていると考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全国的に、令和2年度は当初から、早いところは3月から長期の学校の臨時休業が続きました。この全国調査については全国も同じような状況で、平均的にはやはり下がっているのかなと思うのですが、偏差値50前後は維持できています。ただ、子どもたちにとっては、1時間の授業の内容が結構広範囲でスピードを持って進められたこともありましようし、細かい点でいういろいろな部分があるかと思います。</p> <p>令和3年度はほとんど長期の休業はありませんでしたが、個人的には子どもたちが濃厚接触等で休まなければならない状況もありました。</p> <p>ですから先ほど荒川委員がおっしゃったように、そういった子どもたちに対しては、個別の学習の補充を可能な限り行っているという状況です。</p> <p>ほかに何か御質疑ございませんか。なければ次に進みます。</p> <p>報告第7号について説明をお願いします。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>本日お配りしております別冊3の第2期日田市スポーツ推進計画概要版と日田市第2期スポーツ推進計画の冊子をお願いいたします。</p> <p>今年度、第2期日田市スポーツ推進計画を作成いたしましたので、御報告させていただきます。</p> <p>概要版をお願いいたします。まず、計画の概要でございます。</p> <p>現在の日田市スポーツ振興計画につきましては、平成24年に作成し、本年3月までの10か年の計画としておりました。</p>

今回策定いたしました第2期日田市スポーツ推進計画につきましては、第6次日田市総合計画と計画期間を合わせまして、令和9年度までの計画期間としております。

基本理念でございます。第2期日田市スポーツ推進計画では、誰もがスポーツに携わることで、スポーツの持つ力をスポーツの推進だけにとどまらず、地域の活性化に結び付けていきたいと考えており、「『する』『みる』『ささえる』スポーツの力で地域を笑顔に」を基本理念としていきます。

次に現状と課題でございます。本計画策定に当たりましては、19歳から89歳までの方、市民1,000人に対し郵送による市民アンケートを実施しました。

このほか、市のスポーツ協会等の関係団体に対し団体が抱える課題や問題点、その対応策などにつきまして意見聴取を行ったところでございます。

丸ポツが現状、星マークを課題として表記しております。

アンケート結果によります現状としましては、記載している例でございますが、市への愛着度や生活の満足度、幸福を感じる人につきましては、運動習慣のある方は高い傾向にあります。

また、市民の80%以上の方が、スポーツを好意的に捉えているという現状でございます。

課題につきましては、スポーツに関する情報の提供や機会の創出が必要であること、今後も本市の立地条件や資源を生かしたスポーツイベントの開催やスポーツ合宿の誘致が必要であること、スポーツイベントを実施するにあたっては、新たなスポーツボランティアの方を確保するため、参加意向のある方に対する参加しやすい環境づくりなどに取り組む必要があることを課題として捉えております。

今後の基本目標と施策、主な取組としましては、これまでの取組を継続して行うこととしており、その内容につきましては、1「する」スポーツ実施率の向上から、5「ささえる」スポーツボランティアの推進までの5項目を計画の基本目標としております。

新たに加えました項目としましては、1「する」スポーツ実施率の向上の3番目にありますように、障がいをお持ちの方もスポーツ活動に気軽に参加、観覧できるよう合理的配慮の推進を新たな取組として加えたことであり、これまでの既存の取組も加え、実績を踏まえて見直しをしております。

また、これらの取組は、あらゆる場面で市民参画を促し、市民、事業所、関係団体、行政等が連携し、それぞれが持つ力を発

<p>教 育 長</p>	<p>揮しながら実施していきたいと考えております。</p> <p>これらの取組を進める中で、第2期スポーツ推進計画では、下段右側に示すような目標指標を目指すものとしているところがございます。私からは以上でございます。</p> <p>報告第7号 第2期日田市スポーツ推進計画についての報告でございました。これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p>
<p>荒 川 委 員</p>	<p>個人的な質問ですが、4月17日に三隈川で、大変流行っているサップの全国大会を行うというポスターを見たのですが、最近新種のスポーツといいますか、多分、三隈川という資源を生かしたスポーツの範疇に入ると思うのですが、そちらに対する、例えば市の援助とか、川を中心に行っている団体だと思っておりますが、市で盛り上げるといった考えはありますか。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>その大会については、直接は関わっておりません。</p> <p>ただ、市では天瀬のB & G施設で昨年度サップの研修があり、そこに職員は行っております。そういった水に親しむ、レクリエーションのようなものでもありますので、今後、計画の中で取り組んでいくことも考えていきたいと思っております。</p>
<p>荒 川 委 員</p>	<p>ありがとうございます。ぜひ応援してあげてほしいなと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>それではないようですので、続きまして報告第8号について説明をお願いします。</p>
<p>学校給食課長</p>	<p>議案集の46ページでございます。</p> <p>報告第8号 学校給食費減免の結果でございます。</p> <p>減免の開始につきましては9月に御報告いたしましたが、新しい委員の方もおられますので、改めて制度の概要について御説明いたします。</p> <p>減免の期間につきましては、令和3年度第6期、10月分以降の学校給食費でございます。</p> <p>一人当たりの減免額が、小学生が2万5,200円、中学1年と2年が2万8,200円、中学3年生が2万3,500円となっております。</p>

	<p>減免対象者は、市内の小中学校に通う児童生徒の保護者のうち、こども家庭相談室が行っております子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯と、ひとり親世帯以外のいずれも家計急変に該当する保護者の方となります。</p> <p>生活保護制度や就学援助制度など、既に給食費が支給されている保護者の方については、減免の対象外となります。</p> <p>申請期限は、給付金と同じく、令和4年2月28日までとしておりました。</p> <p>結果の概要でございます。申請数が35件、児童生徒数で言いますと、小学生33名、中学生22名、そのうち、減免の対象者となりましたのが13件、小学生が13名、中学生が6名、うち中学3年生が2名、金額として48万7,400円となっております。</p> <p>非該当となった方につきましては、就学援助の方が14件、小学生12名、中学生11名、その他が8件、小学生8名、中学生5名となっております。その他の理由といたしましては、家計急変以外で給付金を受けられた方が5件、この給付金自体を申請されていない方が3件となっております。私からは以上でございます。</p>
教 育 長	<p>報告第8号 学校給食費減免の結果についての報告でございましたが、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>それではないようですので、その他についてお願いいたします。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>それでは4月期の定例教育委員会の日程についてでございます。4月26日火曜日13時30分から勉強会、15時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>4月期の定例教育委員会が4月26日火曜日13時半から勉強会、15時から定例教育委員会ということでございますけれども、よろしいでしょうか。それでは、4月26日でお願いいたします。</p> <p>他に何かございませんか。ないようですので、以上で3月期の定例教育委員会を閉会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後12時7分</p>